

第34回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年2月26日(月)

開 会 午後2時00分

閉 会 午後2時45分

2. 場 所 名取市民体育館 第1会議室

3. 提出議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に対する意見について

4. 報告事項 (1) 農地賃貸借権解約について

(2) 令和6年度名取市農業労働賃金標準額の設定について

5. 出席委員(25人)

会長 15番 大友 正一

農業委員 4番 武田 由美子 5番 入間川 昭一 6番 佐伯 美和
7番 入間川 康弘 8番 渡邊 正明 9番 大内 繁徳
11番 松浦 岩男 12番 昆布谷 功治 13番 松浦 朋子

14番 引地 長一

欠席委員 1番 相澤 喜美 2番 今野 一忠 3番 洞口 ゆかり
10番 布田 順一

推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 3番 長田 幸夫
4番 菅野 弘一 5番 斎 重昭 6番 遠藤 勝典
7番 橋浦 福男 8番 三浦 裕一 9番 櫻井 勉
10番 武藤 光雄 11番 西山 剛 12番 松浦 崇
13番 松浦 正博 14番 相澤 早苗

6. 事務局出席職員

事務局長 松野 晴美 事務局長補佐 松浦 良勝 主査 伊藤 政文

7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第34回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから、名取市農業委員会第34回総会を開催いたします。本日の総会は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員14名、計25名出席です。よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一會長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

5番 入間川 昭一 委員 6番 佐伯 美和 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一會長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。昆布谷功治代表委員、説明をお願いします。

○ 1班代表委員（昆布谷功治委員）

第1班代表委員の昆布谷功治です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があつたので意見を求める。令和6年2月26日提出。

番号1、大字・字・地番は、堀内字梅231番6の一部、地目は、登記・現況共に畠で、登記面積440m²のうち174.14m²です。転用目的は、農家住宅建築で、貸付人・借受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。開発許可は否で、転用目的に係る事業又は施設の概要は、使用貸借権設定、農家住宅2階建て1棟。使用

貸借期間は許可日より永年間で、建築面積は64m²です。

位置図・公図につきましては議案書の2ページ、農地法第5条の判断基準及び土地利用計画については、担任委員会資料1ページと2ページをご覧ください。申請地は、国道4号線バイパス沿い堀内地区にほこだて仏光堂というところがあるのですが、その施設の東側、堀内地区内になります。

議案第1号1番につきましては、申請者の代理人より実情を聴取いました。

1番は、借受人の実家敷地内にある祖母が所有する農地への農家住宅建築であります。貸付人の孫にあたる借受人は、現在、増田地区のアパートに住んでいて、2番めの子供が生まれてから、手狭になってきた事、また、借受人は、農業法人U.M.A.S.I（ウマシ）で働いており、実家の農業も手伝っているとの事で、実家敷地内に農家住宅を建築したいとの事です。農家住宅の規模としては狭いとも考えられますが、同じ敷地内の実家に、農業経営に必要な農作業スペース等が確保されているためと思われます。当該地は盛土は行なわず、駐車場は舗装するが基本砂利敷きとし、雨水は宅地内に浸透させ、汚水は、用水路の下を通して下水道管に接続する、土砂が流出しないように1m内側にブロックをまわし、東側の用水路の管理に支障が出ないようにするとの事です。実家敷地内の農地への建築であること、実家の周りに隣接する農地も実家で所有する農地とのことで、周辺農地への影響についてはないものと思われます。以上のことから、農家住宅を建築することについて、問題は無いものと考えます。

○議長（大友正一會長）

次に、農地利用最適化推進委員の長田幸夫委員からご意見等をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（長田幸夫推進委員）

議案第1号1番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番については、実家敷地内の農家への農家住宅建築であり、近隣農地への影響がないこと、汚水は、下水道管へ接続することを確認しましたので、問題はないと考えます。

○議長（大友正一會長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大友会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長（大友会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。昆布谷功治代表委員、説明をお願いします。

○ 1班代表委員（昆布谷功治委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので意見を求める。令和6年2月26日提出。

番号1については、申請を取り下げるのことでしたので、番号2から入ります。

番号2、大字・字・地番は、上余田字市坪125番、地目は登記・現況共に田、登記面積、415m²外7筆で、他7筆についても地目は登記・現況共に田で、面積合計4,194m²です。権利種別は贈与で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。譲受人の経営面積は123a、世帯員6人、労力人は1人で、後継者への贈与となります。

番号3、大字・字・地番は、愛島小豆島字宇賀崎179番1、地目は登記・現況共に田で、登記面積669m²、愛島小豆島字宇賀崎180番1、地目は登記・現況共に田で、登記面積665m²、面積合計1,334m²です。権利種別は賃貸借設定で、貸付人・借受人の住所・氏名は議案書のとおりです。借受人の経営面積は0a、世帯員2人、労力人2人。賃貸借権設定期間は、許可日から10年間で、賃料は10a当たり7,000円、年額9,338円です。

番号4、大字・字・地番は、手倉田字諏訪121番、地目は、登記・現況共に田、登記面積は1,363m²外3筆で、外3筆の地目も、登記・現況共に田で、登記面積4,049m²、面積合計5,412m²。権利種別は贈与で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。譲受人の経営面積は72a、世帯員6人、労力人は3人で、後継者への贈与となります。

2番・3番・4番の位置図・公図については議案書9ページから12ページ、農地法第3条の判断基準につきましては、担任委員会資料3ページをご覧ください。あと、2番については、現地調査は行わず、写真での調査となりました。

議案第2号2番から4番につきましては、2月22日の担任委員会で現地調査を行い、関係者より実情を聴取いたしました。2番、4番はいずれも同居している後継者への贈与です。なお、4番については、関連して、議案書25頁に報告事項（1）番号3において、利用権を解約したうえで、贈与するものです。いずれも農地は、適切に管理されておりました。3番は、新規就農者による賃貸借で、「営農計画書」「耕作計画書」が提出され、貸付人と借受人より実情を聴取いたしました。貸付人と借受人の関係は、叔父と姪であります。借受人は、この1・2年で、貸付人の叔父より農業

について学んでおり、農業を続けて行きたい、将来的には、叔父の後継者になろうと考えているとのことです。今回、2筆の農地を正式に借受け、会社員も続けながら夫婦で叔父から指導を受け、農業機械も借りて米作りをすることです。貸付人の叔父は農業後継者がいないため、借受人が将来後継者になる事について、合意しているとの事でした。担任委員会では、農業後継者が減少傾向にある中、夫婦で頑張って農業を続けていただきたいと伝えました。3番について問題は無いと考えます。

以上、2番から4番について、農地法3条の許可要件を満たしていることから、許可について、問題はないものと考えます。

○議長（大友正一會長）

次に、農地利用最適化推進委員の長田幸夫委員からご意見等をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（長田幸夫推進委員）

議案第2番2号から4番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。2番、4番は後継者への贈与で、3番は新規就農者による賃貸借で、いずれも、適切に管理するとの事から、許可について問題はないと考えます。

○議長（大友正一會長）

ただいま、両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はございませんか。

○14番（引地長一職務代理）

番号3ですが、新規就農者ということで、借受人が耕作をするということで、農機具は全部借り入れして耕作するということですが、貸付人の経営面積はどのくらいでしょうか。あと、自作で耕作を行っているのかを教えてください。

○1班代表委員（昆布谷功治委員）

大体のところですが、貸付人は愛島にある農業法人MAMに何反歩かを委託しています。その他、貸付人個人の耕作地が岩沼市的小川地区の方に何筆かあるとの話を聞いておりました。

○議長（大友正一會長）

事務局お願いします。

○事務局（伊藤主査）

貸付人の経営面積につきましては、農地所有が12, 310m²、大体1町2反。その中で先ほどお話が出ました、農業法人に委託している貸付地は、1, 620m²あり、差し引き経営農地として10, 690m²、約1町歩の面積で自作を行っている中で案件が出てきたということです。

○議長（大友正一會長）

よろしいでしょうか。

この案件につきましては、作業計画書が提出されており、私も確認しております。

○ 議長（大友正一会長）

他にありませんか。

[「なし」の声あり]

○ 議長（大友会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

《議案第3号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（伊藤主査）

それでは、議案書13ページをご覧ください。議案第3号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」、このことについて令和6年2月8日、「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和6年2月26日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規2件5, 935m²、更新77件417, 206. 7m²、
合計79件423, 141. 7m²。

2 利用権を設定する土地

田242筆416, 280. 7m²、畑8筆6, 861m²、
合計250筆423, 141. 7m²。

3 利用権を設定する土地

- ① 利用権の種類。賃借権設定79件。
- ② 賃借権の存続期間。3年41件、5年34件、6件1件、10年3件。
- ③ 借賃（10a当たり）。25kg7件、30kg42件、40kg16件、
45kg5件、50kg3件、60kg4件、10, 000円1件、
14, 000円1件。
- ④ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和6年2月29日予定。

5 詳細につきましては、議案書14ページから24ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これについてご質問はございませんか。

○ 11番（松浦岩男委員）

確認ですが、武藤委員が調整委員を務められた案件の中で、賃料が植松字西で25kg、植松字南で40kgとあります。同じ植松地区で字は違いますがこのような差がなぜできたのかの理由と調整会議で確認していたのかをお聞きします。

○ 事務局（伊藤主査）

調整会議では確認しております、25kgにつきましては、ほ場整備が未整備の水田、ほ場整備完了しているところは40kgということで、作業条件でこの様に分けているということです。

○ 議長（大友正一會長）

松浦委員、よろしいでしょうか。

○ 11番（松浦岩男委員）

ほ場整備の有無の差で、土地の中身に関しては関係ない、整備したかしないかでの差ということですね。分かりました。

○ 議長（大友正一會長）

ただ今、事務局から説明があったように、二つの字の賃料の違いは、土地の良し悪しによるものではなく、ほ場整備の有無の差ということです。よろしいでしょうか。

○ 議長（大友正一會長）

他にありませんか。

[「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一會長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一會長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり承認いたします。

《報告事項（1）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（2）令和6年度名取市農業労働賃金標準額の設定について》

○ 議長（大友正一會長）

次に、報告事項（1）「農地賃貸借権解約について」、報告事項（2）「令和6年度名取市農業労働賃金標準額の設定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（松浦事務局長補佐）

別紙議案書により報告事項（1）について説明を行い、届出を受理した旨を説明した。

○ 事務局（松野局長）

別紙議案書により報告事項（2）令和6年度名取市農業労働賃金標準額の設定について、令和6年2月16日開催の名取市農業労働賃金標準額設定協議会において、別紙により設定した旨を報告した。

○ 議長（大友正一會長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一會長）

「なし」との声がありました。

それでは、報告事項（1）、報告事項（2）について承認といたします。

《その他》

○ 議長（大友正一會長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局

〔令和5年度の活動記録簿提出について説明した。〕

〔令和5年度遊休農地の対応状況について報告した。〕

〔農業委員会委員の任命（任期：令和6年6月10日から令和9年6月9日）について、市議会の同意を得られた旨、報告した。〕

〔3月の農業委員会行事日程、令和6年度の行事日程（案）の説明を行った。〕

○ 議長（大友正一會長）

それでは、第34回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉　　会】

午後2時45分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修　　礼】

名取市農業委員会會議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和6年2月26日

名取市農業委員会
議長

大庭正一

署名委員 5番 入間川昭一

署名委員 6番 佐伯美和